

一般社団法人am U. 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 am U.と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を静岡県静岡市に置く。

(目的)

第3条 当法人は、子ども若者(以下「子ども等」という)に対して、「やってみたい」が生まれ、「やってみる」ができる関係性や機会、場を創発し保全することで、個々が生きる楽しさを味わいながら、自らの願いに沿って選択していくことができる社会に寄与することを目的とする。

(事業内容)

第4条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1)子ども等に対する伴走支援事業
- (2)子ども等に対する対面・オンライン居場所の提供事業
- (3)子ども等に対するイベント・プログラム実施事業
- (4)子ども等に対するアウトリーチ・訪問支援事業
- (5)子ども等に対する奨学金事業
- (6)子ども等に関する相談事業
- (7)子ども等に関する講演・研修事業
- (8)子ども等に関する施設等の管理運営事業
- (9)子ども等に関するメディア事業
- (10)子ども等に関する事業者ネットワーク事業
- (11)子ども等に関する調査研究及び政策提言の実施
- (12)行政等が実施する子ども等に関する事業の受託事業
- (13)その他、第3条の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

（入社）

第6条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

2 社員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

（経費等の負担）

第7条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

（退社）

第8条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、退社の申出は、1ヶ月以上前に予告するものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

（除名）

第9条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をしたとき、又は社員としての義務に違反したとき等正当な理由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。この場合は、除名した社員にその旨を通知することを要する。

（社員の資格喪失）

第10条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき
- （2）死亡し、若しくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- （3）除名されたとき
- （4）総社員の同意があったとき

（社員名簿）

第11条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する

第3章 社員総会

（開催）

第12条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

（招集）

第13条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より1週間前までに各社員に対して発する。

（決議の方法）

第14条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（議決権）

第15条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

（議長）

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

（議事録）

第17条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第4章 役員

（役員）

第18条 当法人に、次の役員を置く。

理事2名以上

2 理事のうち2名を代表理事とする。

（選任）

第19条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は理事の互選により定める。

（任期）

第20条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

（代表理事の職務及び権限）

第21条 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統轄する。

（報酬等）

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章 基金

（基金の抛却）

第23条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法131条に規定する基金の抛却を求めることができるものとする。

（基金の募集）

第24条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事が決定するものとする。

（基金の抛却者の権利）

第25条 抛却された基金は、基金抛却者と合意した期日までは返還しない。

（基金の返還の手続）

第26条 基金の抛却者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行う。

第6章 計算

（事業年度）

第27条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

第7章 附 則

（最初の事業年度）

第28条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和9年3月31日までとする。

（設立時の理事、代表理事）

第29条 当法人の設立時理事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 小森 史靖

設立時理事 杉山 結愛

設立時代表理事 小森 史靖

設立時代表理事 杉山 結愛

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

第30条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

静岡県静岡市葵区北安東3丁目14番17号グリーンヒルズA201号

設立時社員 小森史靖

静岡県静岡市清水区江尻町8番12号

設立時社員 杉山結愛

(法令の準拠)

第31条 この定款に定めのない事項は、すべて一般社団法その他の法令によるものとする。

以上、一般社団法人 am U.設立のためこの定款を作成し、設立時社員が次に記名押印する。

令和8年3月26日

設立時社員 小森 史靖 印

設立時社員 杉山 結愛 印